導入促進基本計画

１　先端設備等の導入の促進の目標

（１）地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本町は、山口県の北部に位置し日本海に面した海岸部の奈古、宇田郷地区と標高３８０ｍを超える積雪寒冷地である福賀地区の内陸部に二分している。海岸部では漁業と比較的温暖な気候を利用した農業が営まれ、内陸部では農業、林業を主業とする第一産業が主体の町である。若年女性人口の減少や晩婚化、出生率の低下等の日本の多くの市町村の人口減少社会化と同じように本町の人口も10年前に約4,100人であったものが現在約3,400人と10年間で17％の減少、高齢化率も43.2％から48.4％と10年間で5.2％の増加と超高齢化社会が同時進行している。

現在、本町内の中小企業数は小売・サービス業を中心に約140事業所あるが減少傾向にあり、利用者減少による経営難、さらに後継者不足等の課題に直面している。現状を放置すると域内の産業基盤が失われ、小売やサービスの減少においては町民の生活に不自由さを及ぼす状況である。

このような中、商工業振興対策資金利子補給、特産品開発支援事業を町独自な事業として取り組み、引き続き町内中小企業の生産性の抜本的な向上により、事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援していくことは、急がれる課題である。

したがって、本町では、中小企業等経営強化法第４９条第１項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者等の先端設備等の導入を促すことで、目標を定め活気のある経済発展を目指す。

（２）目標

　計画期間中に１３件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

（３）労働生産性に関する目標

　先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率３％以上向上することを目標とする。

２　先端設備等の種類

　本町の産業は、小売・サービス業を中心に農林業や若年労働者を中心とした製造業と多岐に渡り、多様な業種が本町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第７条第１項に定める先端設備等全てとする。

３　先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（１）対象地域

　本町の産業は、小売業や製造業を中心とした奈古地区、水産業を核として営む宇田郷地区、農林業を中心とした福賀地区と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、町内全域とする。

（２）対象業種・事業

本町では多様な業種が経済、雇用を支えていることから、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率３％以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

４　計画期間

（１）導入促進基本計画の計画期間

　国が同意した日から５年間とする。

（２）先端設備等導入計画の計画期間

　３年間、４年間、又は５年間とする。

５　先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

（１）人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

（２）公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

（備考）

　　用紙の大きさは日本産業規格Ａ４とする。